

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|--------|---------------------|----|-----|----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和7年6月25日（水）午後1時27分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和7年6月25日（水）午後1時56分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | |
| 5 | 議決等の状況 | 原案可決 | 0件 | 承認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | その他 | 1件 |
| 6 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和7年6月25日（水）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・5月28日（水） 広島県市町教育委員会連合会定期総会
- ・6月9日（月） 総務文教委員会
- ・6月20日（金）～24日（火） 令和7年第2回府中町議会定例会

【学校教育関係】

- ・5月30日（金） 中学校運動会
- ・6月6日（金） 教育長ミーティング

日程第3 報告第5号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する
ことについて」

日程第4 報告第6号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取につ
いて」

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司
教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳	教育総務課主査	信岡 久美

6 議事の内容

（開会 午後1時27分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と松本委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告5件です。

まず、会議等3件です。

1件目は、5月28日水曜日に広島市内で開催されました「広島県市町教育委員会連合会定期総会」についてです。定期総会では、教育功労者表彰が行われ、本町からは上之園公子前教育委員が、全国市町村教育委員会連合会表彰及び広島県市町教育委員会連合会表彰を受けられました。当日は欠席されましたので、6月17日火曜日に、本町教育委員会教育長室にて表彰伝達を行いました。また、令和6年度事業報告及び決算報告並びに令和7年度事業計画及び予算について審議し、了承されました。なお、委員の皆様にご参加いただく研修会は、11月12日水曜日に三原市で行われる予定です。総会の後、県教育委員会との意見交換を行いました。

2件目は、6月9日月曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、小中学校の運動会をご参観いただいたことに対し、お礼を述べました。

3件目は、6月20日金曜日から24日火曜日の日程で開催されました「令和7年第2回府中町議会定例会」についてです。教育委員会関係の議案については、日程第4で説明しますので、ここでは、教育委員会関係の一般質問について、教育部長から報告します。

教育部長

教育部長です。6月定例会で議員から提出のありました、一般質問通告の写しをお配りしていますので、ご覧ください。教育委員会関係の一般質問は4件ありました。

1件目、坂田議員から「学校給食費の公会計化と食材調達について」です。食材調達において随意契約を採用している理由と地元業者の参入機会の確保に関し質問されました。施設設備、衛生、品質管理及び供給能力等を満たしており、物資の安定供給を行うことができる事業者と、法令に基づき随意契約を締結していること、また、契約は町の業者登録名簿の中から、町内事業者を優先に納入実績のある事業者を選定している旨答弁しました。議員からは、公会計化され、食材調達の透明性向上に取り組んでほしいと要望がありました。

2件目、橋井議員から「インクルーシブ教育について」、小中学校入学前の就学相談についてどのような対応をとっているのか、保護者との連携はどのように行われているのか質問されました。就学について適切な判断ができるよう、教育支援委員会を設置し、教育学・医学の専門家の意見を聴く体制を整え、本人や保護者との合意形成に努めていること、また、保護者からの相談体制として、青少年教育相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置するなど、相談者の心情に寄り添いながら対応している旨答弁しました。2回目の質問では、おむつの交換や処分についての具体的な取組について聴かれました。様々な相談窓口を設けているので、個別に相談してほしい旨答弁しました。

3件目、宮本議員から「児童生徒の体力向上のための施策について」質問がありました。体力・運動能力・運動習慣等調査の結果を踏まえ、体育に関する指導改善計画を作成し、休憩時間に音楽に合わせて走る活動や大縄跳び大会を実施するなど、体育の授業以外においても体力向上に取り組んでいる旨答弁しました。2回目は、運動会

があっさり終わる、リレーや騎馬戦がないなど、今の運動会の内容、取組に疑問を感じる。現状について打開策はないのか。今の児童生徒は握力・腹筋が衰えているので、雲梯やジャングルジムなど遊具の充実に関し質問がありました。運動会は教育活動のひとつであり、実施する目的、ねらいを定め、その達成に向け準備・練習を含めて取り組んでいること、また、運動会の目的等をしっかりと保護者等に発信・周知する旨答弁しました。遊具については、計画的な修繕・更新、見守り体制の整備に関し、必要な予算確保に努める旨答弁しました。

4件目、田中議員から「府中町の重要文化財指定」について質問がありました。町には国史跡が1件、広島県重要文化財が3件あるが、町の文化財指定はないこと、文化財の説明看板は20か所設置しており、ホームページは48件掲載していること、児童副読本にも、町の伝統と文化、下岡田官衙遺跡などに関する内容が掲載されていること、文化財保護審議会委員は、専門分野に応じて人数を増やすことを考えている旨答弁しました。2回目では、町文化財指定の基準作成の現状について質問がありました。基準作成は、現在、文化庁や他市町の状況など調査、情報収集に取り組んでいる旨答弁しました。

以上です。

教育長

次に、学校教育関係2件です。

1件目は、5月30日金曜日に開催されました「中学校運動会」についてです。委員の皆様には、お忙しい中ご参観いただき、誠にありがとうございました。途中少し雨も降りましたが、生徒は皆、元気いっぱい競技・演技に臨んでいました。後ほど、委員の皆様にもご感想等を伺いたいと思います。

2件目は、6月6日金曜日に開催されました県教委の「教育長ミーティング」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。教育長ミーティングについて報告します。

県教委からは、参与、生涯学習センター所長、義務教育指導課職員、西部教育事務所教育指導課職員が来庁されました。

まず府中南小学校の授業を参観され、助言をいただいた後、教育委員会事務局にて、学校教育課関係として、幼保小連携、「個別最適な学び」と「協働的な学び」のさらなる充実について、働き方改革について、社会教育課関係として、府中南公民館改築事業、下岡田官衙遺跡の保存・整備事業、地域学校協働活動推進事業について、本町の取組を説明しました。

報告は以上です。

教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

運動会にご参加いただきましたので、ご感想等がありましたらお願いします。

松本委員

府中中と緑ヶ丘中学校と両方参加させていただきました。雨もパラっときたんですが、雨に負けないぐらいの熱気というか、生徒さんの思いが伝わるぐらい、いいものを見せていただいたなあと感じております。また先生方もそうですが、保護者とか地域の方とかの影なる支えも垣間見れたのも、すごくよかったと思います。

神原委員

私も、緑中と府中中の運動会に参加させていただきました。30日金曜日、平日だったんですけど、かなりの保護者の方がいらっしゃってまして、ちょっとびっくりするくらいだったんですけど、先ほど松本委員がおっしゃられたように、小雨が降る中でも、やっぱり中学生になると、自分達で体育祭・運動会をなんとか盛り上げるんだというので、準備からですね、段取りも自分達がやっているというのをすごく感じて、生徒達の成長を感じることができました。先ほど教育長からお話がありました、議員から質問のあった、運動会の種目の在り方というのは、どうしても私達も、午前中で終わってしまう、自分の子どもが2つしかないという、もの寂しさというのをどうしても感じてしまう部分はあるんですけど、限られた時間の中で何とか盛り上げたいなという、先生と生徒の思いというのを所々で感じることもできたので、私としては非常に良かったなという風に感じました。以上です。

米田委員

私も、府中中と緑中とどちらも行かせていただきましたが、どっちがいいではないんですけど、学校の雰囲気っていうのが、同じ町内でも違うんだというのは感じました。やはり準備とかも生徒さんがされていて、小学校だと先生達が動いていらっしゃるイメージなんですけど、カラーコーンを運ぶとか、マットを運ぶとかも、すごく走って物を持って行ってという風に動かれていたのが、素晴らしかったなと思いました。で、先に府中中に行かせていただいたので、後半に「よさこい」みたいな踊りがあったみたいなんですけど、それが見れなかったのが残念だったんですけども、来年は、表現のところも見せていただきたいと思います。とても素晴らしかったです。

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第5号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する事について」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。

日程第3については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3については非公開とします。なお、資料は後ほど回収させていただきます。

(非公開)

教育長

では次に参ります。日程第4、報告第6号「代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第6号、令和7年6月25日「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によ

り次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

報告第6号「代理行為の承認」について、説明します。別紙をご覧ください。

令和7年第2回府中町議会定例会に提出予定議案のうち、教育委員会関係分について、令和7年6月10日付けで府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和7年6月11日付けで回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について、資料の順に説明します。

はじめに、付議事件1、第23号議案「令和7年度府中町一般会計補正予算（第1号）」です。教育委員会関係分ですが、資料8ページをお開きください。歳入です。

款：町債、項：町債、目：教育債、「小学校事業債」は、後ほど説明いたします、歳出「教育費」に補正計上しています、「小学校教育振興一般事務事業」の特定財源で、充当率90パーセント、「1,260万円」の増額補正です。次に款・項・目同じく、「中学校事業債」は、後ほど説明いたします、歳出「教育費」に補正計上しています、「中学校教育振興一般事務事業」の特定財源で、充当率90パーセント、「860万円」の増額補正です。次に資料14ページをお開きください。歳出です。款：教育費、項：小学校費、目：教育振興費、「小学校教育振興一般事務事業」は、「教育振興用備品」、「1,450万円」の増額補正です。令和2年度に購入した教師用の学習系端末について、ウィンドウズ10のOSサポートが、本年10月に終了することから、131台を、ウィンドウズ11へ更新するものです。資料15ページです。款同じく、項：中学校費、目：教育振興費、「中学校教育振興一般事務事業」は、小学校と同様の理由により、89台を更新するもので、「教育振興用備品」、「954万6千円」の増額補正です。資料戻りまして4ページをお開きください。地方債補正（追加）です。起債の目的と限度額について、起債の目的「小学校教育振興一般事務事業債」の限度額は1,260万円。その下、起債の目的「中学校教育振興一般事務事業債」の限度額は860万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。本補正に関して、議員からは、現パソコンの使い道や引き取り費用などについての質問がありました。

続いて、付議事件2、第26号議案「府中町職員定数条例の一部改正について」です。

資料4ページ、第26号議案参考資料をご覧ください。

1、改正の趣旨です。

救急件数の増加等に対応するための消防体制を確保するとともに、職員の働き方改革を推進するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

（1）消防本部の職員の定数を現行57人から62人に5人増員します。

（2）育児休業をしている職員を職員の定数に含めなくてもよい旨の規定を設けます。消防職員に限定されるものではありませんが、育児休業を取得する職員の増加や近隣自治体の同条例の整備状況を踏まえた見直しで、これにより、育児休業取得を促進し、職員の働き方改革を支援します。

3、施行期日は公布の日です。議員からは、引き続き消防職員に係る人員確保（人員増）の要望がありました。

続いて、付議事件3、第33号議案「工事請負契約の締結について（府中北小学校校舎・屋内運動場改修工事）」です。「府中北小学校校舎・屋内運動場改修工事」に係る工事請負契約の締結について、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものになります。契約の内容は、資料3ページの議案参考資料のとおりで、契約金額は2億2,018万7千円、工期は議決日の翌日から令和8年3月31日までです。資料の最後のページ、A3の資料（工事概要説明書）をご覧ください。本工事は、公共施設維持保全事業として、府中北小学

校の校舎と屋内運動場について、屋根・外壁の全面的な改修を行うものです。工事対象の校舎は、昭和５６年建築の鉄筋コンクリート造４階建てで、延べ面積５，０６８㎡です。屋内運動場は、昭和５７年建築の鉄筋コンクリート造・屋根鉄骨造の２階建てで、延べ面積１，０６１㎡で渡廊下も含みます。主な工種ですが、外壁は、躯体の劣化改修後、防水型複層塗料を行います。屋根は、校舎のむね瓦を改修し、その他、不良瓦について交換します。屋内運動場の屋根については、塗膜防水後、トップコートを遮熱仕様としています。議員からは、校舎の屋根瓦についての質問がありました。

続いて、付議事件４、第３４号議案「工事請負契約の締結について（府中東小学校・府中緑ヶ丘中学校消防設備改修工事）」です。「府中東小学校・府中緑ヶ丘中学校消防設備改修工事」に係る工事請負契約の締結について、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定により議会の議決を求めるものです。契約の内容は、資料３ページ議案参考資料のとおりで、契約金額は７，８９８万円、工期は議決日の翌日から令和８年３月３１日までです。資料の最後のページ、Ａ３の資料「工事概要説明書」をご覧ください。本工事は、府中東小学校と府中緑ヶ丘中学校の「屋内消火栓設備」である「消火ポンプ・屋内消火栓・消火配管」と「自動火災報知設備」である「受信機・感知器」の全面的な改修を行うものです。両校ともに建築後４５年以上が経過し、法定点検において不良が指摘されたため、全面的な更新を行うものです。議員からは、入札執行に関して、辞退者が多い理由や一括発注のメリットなどについて質問がありました。

以上、付議事件４件については、６月２０日、いずれの議案も原案どおり可決され、昨日、議会は閉会しました。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第４、報告第６号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後１時５６分)